

動物取扱業者が活用できる融資

【ブリーダー向け】

農業者向け資金

・民間金融機関の資金

民間金融機関の農業者向け資金を借り入れる際、農業信用基金協会の保証保険制度を活用することで、円滑な資金調達が可能となります。なお、審査の結果により、融資が受けられない場合があります。

【問合せ】最寄りの民間金融機関へご相談ください。

・(株)日本政策金融公庫の資金

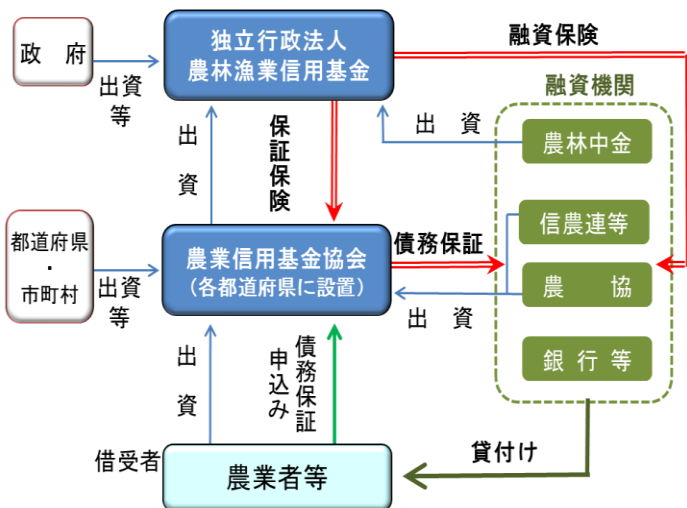
事業内容や資金用途により、対象とならない場合があります。また、審査の結果により、融資が受けられない場合があります。

【問合せ】全国の(株)日本政策金融公庫の支店

<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

農業信用保証保険制度

<制度の仕組み>



農業者等が出資（1口1万円以上）して、農業信用基金協会の会員になることで債務保証が利用できます。

◆債務保証に関するお問合せはお住まいの都道府県農業信用基金協会へご相談ください。

対象融資機関：

農協、農林中金、銀行、商工中金、信用金庫等で農業信用基金協会と債務保証契約を締結している金融機関が対象です。

債務保証の限度額：

個人3,600万円、法人7,200万円（ただし、経営状況により実際の保証額が異なります。）

【問合せ】全国の農業信用基金協会

参照：<https://www.jaffic.go.jp/guide/nou/kyougi/12st.html>

<https://www.jaffic.go.jp/guide/target/financial.files/nougyou-pamphlet.pdf>



作成：環境省自然環境局 動物愛護管理室 TEL 0120-323-750 (コールセンター, 通話無料)

動物取扱業者が活用できる融資制度チラシ 追加案内

■対象制度について

- ・当初のチラシに掲載しておりました「農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）」は、動物取扱業者は対象外であるのご指摘がありましたので、チラシの記載から削除しました。
（令和3年10月8日更新）

■対象者について

- ・本チラシの「動物取扱業者」は、動物の愛護及び管理に関する法律第10条に定める動物の取扱業を営む者を指しています。同条において対象から除かれている動物（例として、競走馬等を含めた畜産農業に係る動物）の取扱業は本チラシの対象ではありませんので、ご留意願います。